

相続法分野が40年ぶりの大改正
相続が変わる！遺言書が変わる！

相続法改正セミナー 説明資料

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



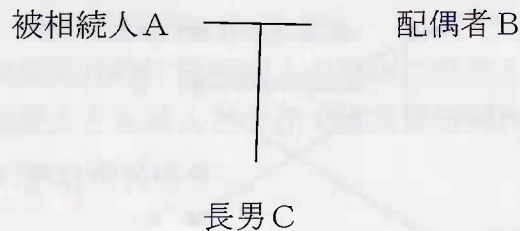
0 000412 189577

DL18957

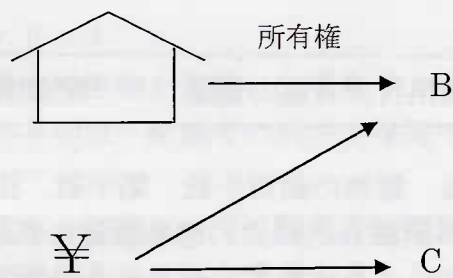
第1 配偶者居住権 §1028

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を創設する。

事例 相続人が妻B及び子C、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)。BとCの法定相続分は1:1 (B2500万円 子2500万円)



1. 現行制度 Bが自宅2000万円 預貯金500万円
Cが 預貯金2500万円



頁206

使用、収益権

2. 改正法 配偶者居住権の制度を採用すると...

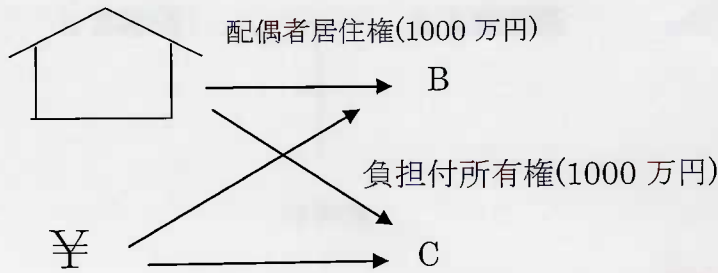
Bが	配偶者居住権	1000万円	預貯金	1500万円
Cが	負担付所有権	1000万円	預貯金	1500万円

区分権

相続分

共有 ×
単独所有 ○

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、
終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の
権利(配偶者居住権)を創設する。



① Cに相続による移転登記。
② Bに配偶者居住権の登記。

配偶者居住権の価値評価について (簡易な評価方法)

簡易な評価方法

$$\text{建物の現在価値} - \text{負担付所有権の価値} = \text{配偶者居住権の価値}$$

未確定

※ 負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定したうえ、これを現在価値に引き直して求めることができる(負担消滅時までは所有者は利用できないので、その分の収益可能性を割り引く必要がある。)

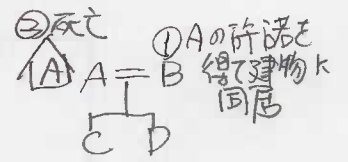
第2 配偶者短期居住権 (§1037)

相続開始から 遺産分割協議まで

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住権を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住用建物の帰属が確定する日までの間(ただし、最低6か月間は保障)
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから 6か月

1. 現行制度 最判平成8年12月17日の判例法理



配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。

遺産分割が終了するまで
C D (債主) 使用貸借
B (債主) 推認

ただし、この判例法理では以下の場合に配偶者の保護に欠ける。

- ① 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
(使用貸借は第三者対抗要件を備えることができないため、配偶者は使用借権を第三者(受遺者)に対抗できない)
- ② 被相続人が反対の意思表示をしていた場合、使用貸借が推認されない。

2. 制度導入のメリット

被相続人が居住用建物を遺贈した場合や、反対の意思を表示した場合でも、最低6か月間は、配偶者の居住を保障できる。

配偶者は、遺産分割成立までは配偶者短期居住権により建物に居住し、遺産分割協議で配偶者居住権を取得することにより、終身の居住も可能となる。

第3 相続された預貯金債権の仮払い制度について

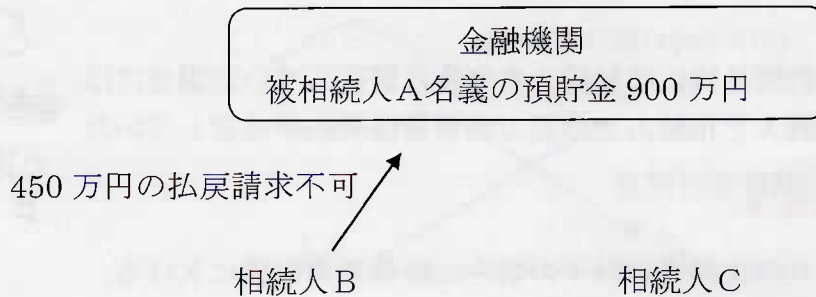
相続された預貯金債権について、相続人の資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

1. 現行制度

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない旨が判示された。

→ 判例変更

事例



共同相続人BC間で遺産分割協議を行い、預貯金債権の帰属が決まった後でないと払戻請求はできない。相続開始後遺産分割協議終了までに長期間を要することも珍しくない。その間にBが、Aの葬儀費用・相続税・当面の生活費等の支払いのために金融機関から預貯金の払戻しを受けることができないため、非常に不便である。

2. 新制度

遺産分割における共同相続人間の公平を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるように改めた

家事事件手続法

① 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。
(上の事例にて、必要性があると認められる場合には、Cの利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。)

② 一定額までならば、家庭裁判所の関与なしに、払戻しが認められる。
一定額 = 預貯金額×3分の1×払戻しをする相続人の法定相続分
(上の事例にて、Bは900万円×3分の1×2分の1の150万円までならば家庭裁判所の関与なくして払戻しを受けることができる。)

第4 自筆証書遺言の方式を緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、通帳の写しや不動産の登記事項証明書等を目録として添付することができるようにする。

遺言書

(本文)

<p>遺言書</p> <p>1.別紙目録①の土地をAに相続させる。</p> <p>2.別紙目録②の銀行預金をBに相続させる。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>鈴木大介 印</p>
--

(財産目録)

<p>別紙目録</p> <p>①. 土地</p> <p>所在 …</p> <p>地番 …</p> <p>地目 …</p> <p>地積 …</p> <p>②. 預金</p> <p>〇〇銀行〇〇店</p> <p>普通 123456</p> <p>鈴木大介 印</p>

1. 現行制度

財産目録

本文及び~~自筆証書遺言~~の全文を自署(手書き)する必要がある。

→ 遺言者の負担が大きい

2. 新制度

本文は自署が必要であるが、財産目録はパソコンで作成したり、通帳の写しを添付することもできる。

→ 財産目録には署名押印も必要 (偽造防止)

第5 自筆証書遺言を法務局で保管する制度の新設

自筆証書遺言書の亡失を防ぐため、法務局で保管する制度を新設する

1. 現行制度の問題点

自筆証書遺言書は自宅等で保管されることが多い。

↓

- ・紛失のおそれ
- ・相続人による廃棄、隠匿、改ざん等のおそれ

↓

自筆証書遺言書を法務局で保管する制度を新設した。

↓

自筆証書遺言書の保管方法の選択肢が増える。

- ① 自宅等における保管 検認~~必要~~
- ② 法務局による保管 検認~~不要~~

2. 法務局での保管の手続き

遺言者が遺言書の保管を法務局に申請する。

↓

法務局が保管する。

原本保管と画像のデータ化

↓

遺言者死亡後に、相続人の1人から法務局に対して、遺言書の閲覧請求・写しの交付請求ができる。

↓

相続人の1人から遺言書の閲覧請求・写しの交付請求がなされたら、法務局は他の相続人に対して通知書を発して、遺言書を保管していることを伝える。

↓

この制度を利用した場合は、遺言書の検認手続きは不要である。

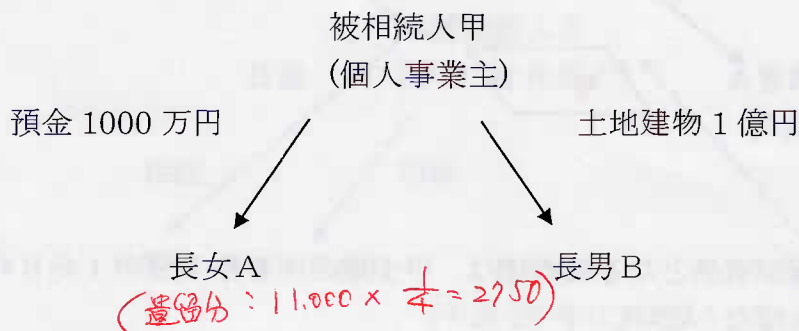
第6 遺留分制度の見直し 事業承継の円滑化

~~減殺~~

- ① 遺留分減殺請求権から生じる権利を金銭債権化する
- ② 金銭等を直ちに準備できない受寄者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払いにつき相当の期限許与することができるようにする。

事例

個人で工場を経営する甲が死亡した。
甲は長男Bに事業を承継させたいと考え、次のような遺言書を残していた。
「工場の土地建物(評価額1億円)をBに、銀行預金(残高1000万円)をAに、それぞれ相続させる。」
甲の遺産は上記の土地建物と預金のみである。相続債務もない。



1. 現行制度

AがBに対して遺留分減殺請求すると、土地建物がA Bの共有となる。
(A持分が1億分の1750万、B持分が1億分の8250万)

↓

事業承継に支障が生じる

2. 新制度

遺留分減殺請求により当然に共有関係が発生する現行制度を改め、金銭で精算する。つまりBがAに対して1750万円の支払債務を負うことになる。

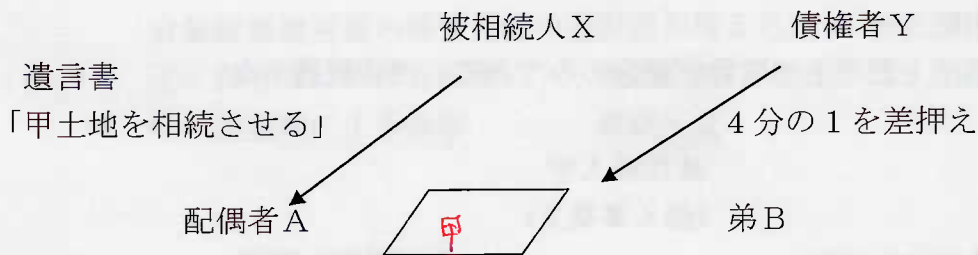
Bが上記金額をすぐに支払えない場合は、裁判所に対して期限の猶予を申し立てることができる。

第7 「相続させる」旨の遺言の効力について

相続させる旨の遺言により承継された財産に関して、登記なくして第三者に対抗することができる」とされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないことにする。

事例 Xが死亡し、相続人は配偶者A及び弟Bである。

遺産は甲土地のみであり、Xは「甲土地をAに相続させる」旨の遺言書を遺している。ここでBに対する債権者Yが、Bの法定相続分4分の1を差し押さえた場合、差し押えの効力はどうなるか。



考え方

Yの差し押えが有効となるためには、甲土地の所有権4分の1がBの権利でなければならない。

↓

現行法の下では、X死亡時に遺言の効力が発生して、直ちに甲土地はAの単独所有になると解されている。よってBは甲土地に関しては完全な無権利者となり、Aは登記なくして所有権全部の取得をYに対抗できる。

よってYの差し押えは無効となる。

実務的には、Yは代位によりA Bの共同相続登記をしてから、B持分に差し押えの登記を得ることになるが、これらの~~B~~の手続きが全て無駄になるということである。

しかしこれでは、登記制度や強制執行制度に対する信頼を害するおそれがある。

↓

改正法は、Aは登記を具備しない限り、自己の法定相続分を超える4分の1の権利取得をYに対抗できないとした。

現行法

$X \rightarrow \frac{4}{4}A$

8

改正法

$X - \frac{3}{4}A - \frac{1}{4}B \rightarrow \frac{3}{4}A$

第8 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 (特別の寄与)

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができる。

事例

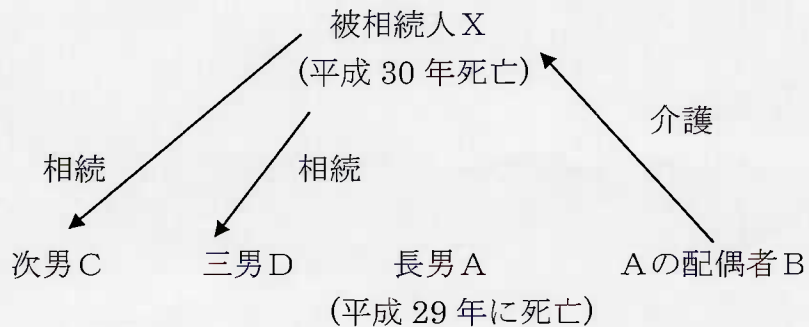
被相続人Xの介護をXの長男A(Xより先に死亡)の妻Bが行っていた。
Xには次男Cと三男Dがいる。

↓

現行法では、相続財産はCとDが取得する。
Xの世話をしたBは相続財産の分配を受けることはできない。
しかしこれでは不公平であろう。

↓

改正法では、BはCとDに対して金銭の支払請求権を取得するとして不公平を解消した。



1. 本書の目的と対象とする事項
2. 本書の構成
3. 本書の著作権

4. 本書の発行
5. 本書の印刷

6. 本書の発行所



7. 本書の発行所

8. 本書の印刷

著作権者 株式会社東京リーガルマインド
(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。